令和８年 10 月 14 日

長 野 県 司 法 書 士 会

事業報告書

第１　相談会名

司法書士による

「空き家・相続・遺言・成年後見無料相談会＆ｉｎ木曽町」

第２　開催日時

令和８年９月２６日（土）午後１時３０分～午後４時３０分

第３　開催方式及び会場

１　面談相談会

（１）会　　場　木曽町役場本庁　相談室

（２）実施形態　予約制

（３）相談時間　３０分

２　勉強会

（１）会　　場　木曽町役場本庁　大会議室

（２）実施形態　予約不要

（３）時　　間　午後１時３０分～午後３時００分（１時間３０分）

第４　開催趣旨

昨今問題となっている所有者不明土地問題や空き家問題等に対応すべく法改正が相次ぐ中、令和６年４月１日から相続登記が義務化されました。それに伴い相続に関する相談が急増する中、長野県司法書士会は同年４月１８日、長野県市長会及び長野県町村会と「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に係る協定」を締結しました。この協定の締

結により、長野県司法書士会は長野県内すべての市町村と連携して空き家対策と所有者不明土地等の社会問題の解決に向けた取組みを進めています。この取り組みの一環として木曽町で、相続や遺言、空き家問題についての相談をお受けする出張無料相談会の開催を検討しました。

また、空き家問題を解決するにあたっては、相続や遺言、成年後見が密接に関連するケースも少なくありません。それらの相談需要に応えるべく、成年後見制度に精通する一般社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部（以下、「リーガルサポート」）と長野県司法書士会の共催にて、木曽町の後援をいただき、出張無料相談会を開催することといたしました。

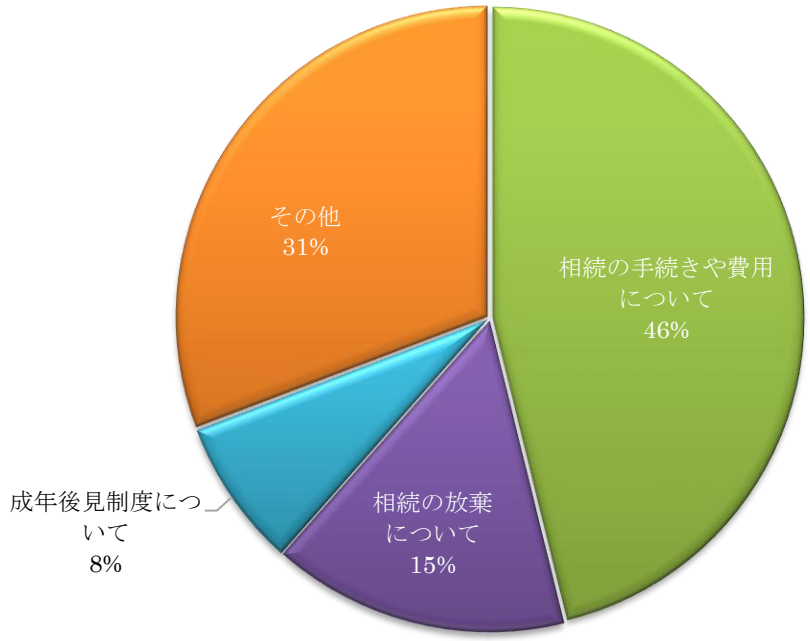
さらに、「相続、遺言の基本と成年後見制度、空き家問題について」と題し、リーガルサポートの会員を講師とした勉強会も同時開催しました。

第５　相談件数　　９件

（１）相談内容（複数回答あり）

相続の手続きや費用について　６人　　相続の放棄について　２人

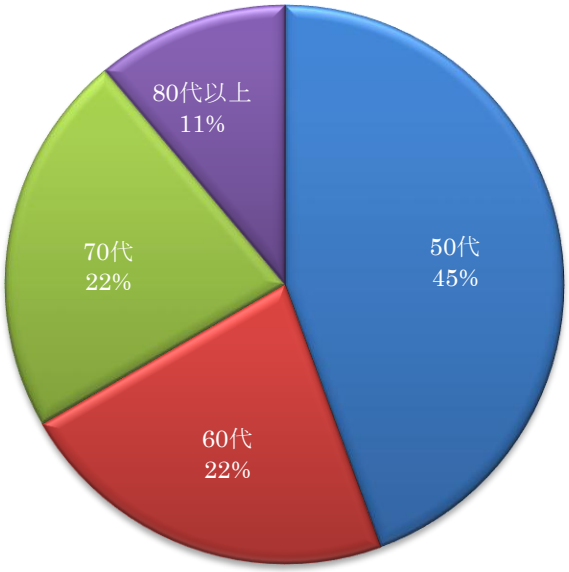
成年後見制度について　　１人　　その他　４人



（２）年代

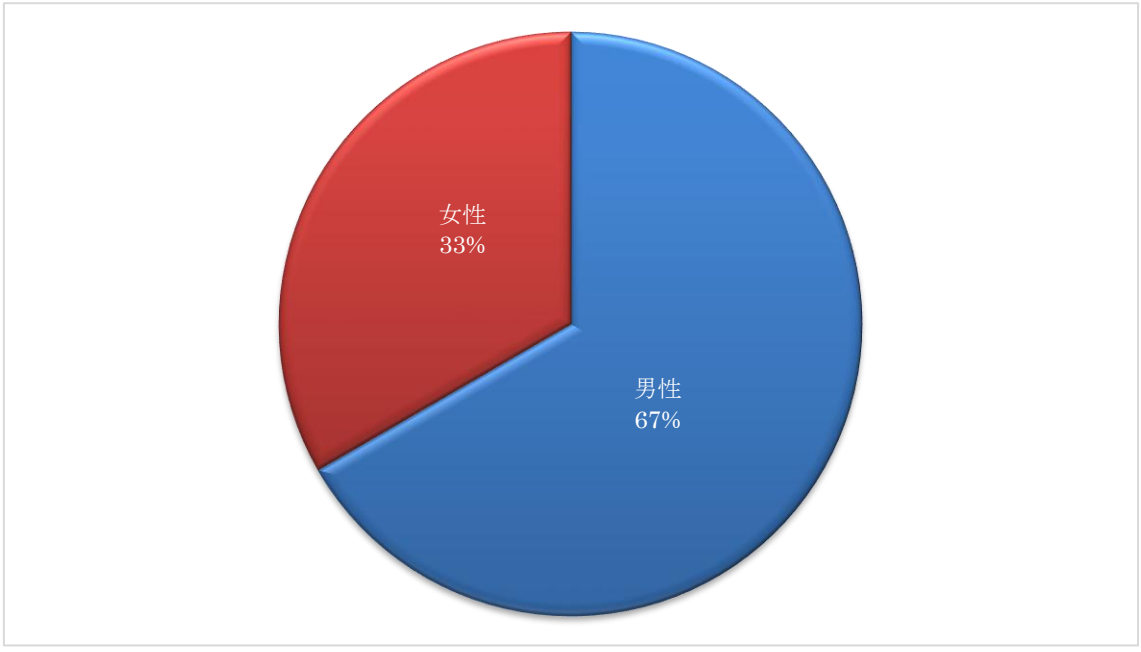
５０代　　４人　　６０代　２人　　７０代　２人

８０代以上　１人



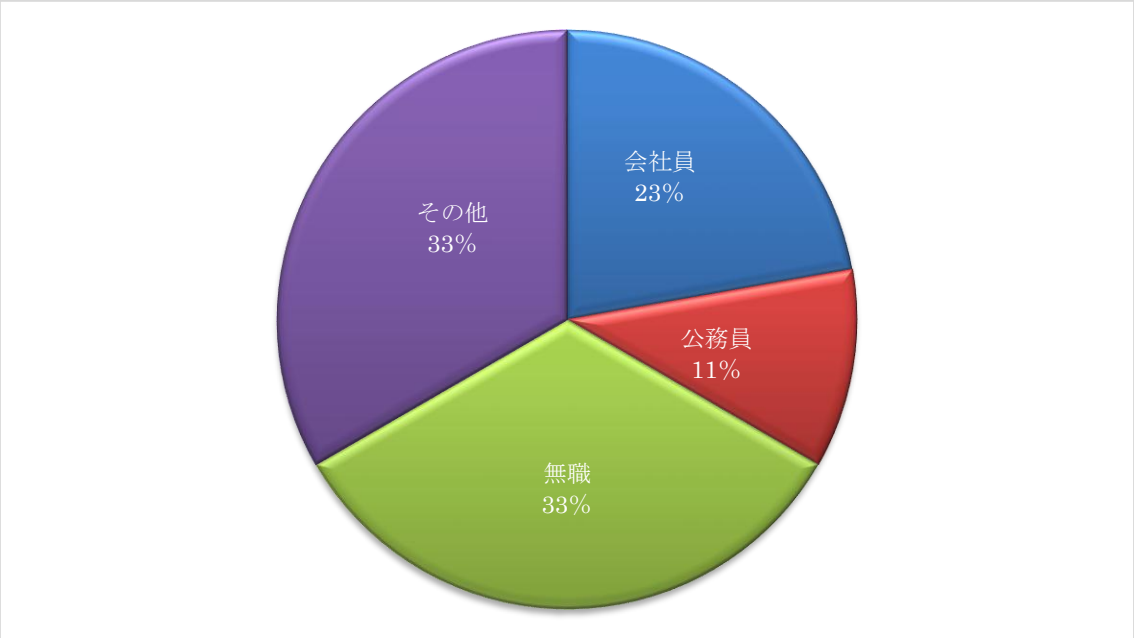
（３）性別

男性　６人　　女性　３人



（４）職業

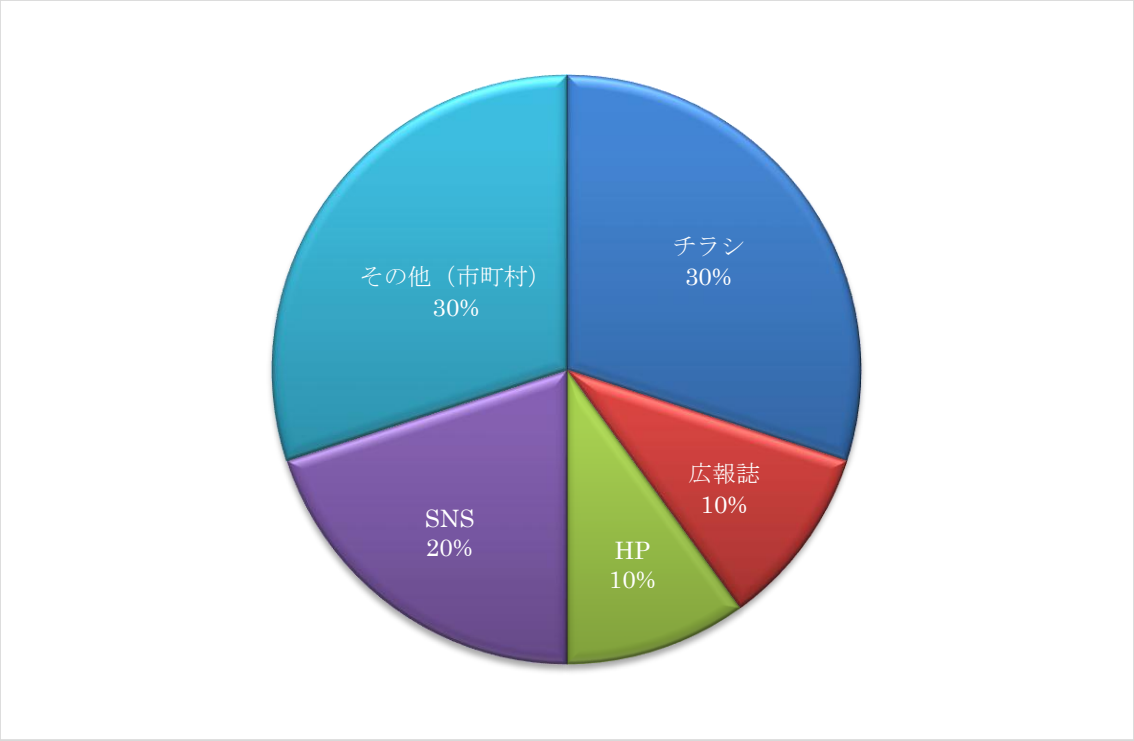
会社員　２人　　公務員　１人　　無職　３人　　その他　３人



（５）紹介元（複数回答あり）

チラシ　３人　　広報誌　１人　　ＨＰ　１人　　ＳＮＳ　２人

その他（市町村）　３人



第６　主な相談内容

・父名義の不動産の名義変更をどのように進めたらよいか

・集落の共有山林について

・亡父名義の不動産を、空き家バンクを通じて売却したい

・配偶者も子供もいないため、住んでいる家のことが心配。今できることがあるか。

第７　勉強会参加者　　１１名

第８　実施した感想・コメント・今後の対応

相談会を開催した木曽郡木曽町は、人口９，３５０人（令和８年１０月１日現在)、面積の約９０％を山林が占め、中山道・木曽路の歴史文化が色濃く残る山間の町です。開催にあたっては、前記第４開催趣旨にも記載しましたが、令和６年４月１８日に長野県司法書士会及び長野県市長会並びに長野県町村会と締結した「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に係る協定」に基づき、相続登記や空き家対策等の社会問題の解決に向けて市町村と連携する取組みの一環として無料相談会を開催しました。

木曽町では、本相談会の開催を昨年から検討してくださっていたという経緯もあり、満を持して本年の開催となりました。

相談会は予約制とし、相談員を２名（内１名はリーガルサポート会員）配置し、最大１２件の相談を受託できる体制を整えました。

相談会の予約は木曽町で受けてくださり、また、積極的な広報や相談会への案内を行っていただいた結果、合計９組の相談をお受けすることができました。

相談内容は、「空き家となった亡父名義の不動産を空き家バンクを通じて売却したい」とか、「共有の山林について相続登記が未了で誰が相続しているかわからず、固定資産税の負担につき困っている。権利関係を簡潔にしたい。」といった、すでに発生している相続関連の相談から、「自分には相続人となる者がおらず今後の事が心配」といった将来の不安に関する相談まで多岐にわたりました。

その中でも共有の山林に関する相談が３件もあったことを踏まえると、木曽

地域ならではの特色が出た相談会だったと思います。認可地縁団体の所有にかかる不動産の名義変更については、現在では登記の特例制度も設けられており、このあたりをうまく利用しながら所有者不明土地問題の解決を目指したいところです。

また、将来発生する相続については、誰もが不安を抱えている中、遺言や成年後見制度の利用を検討し、来るべき時に備えるといった「今できる事」を模索することは、未来に遺される者にとって有用なことになります。

木曽町のＨＰを拝見すると、同町は空き家対策にもとても積極的であることが窺えます。空き家バンクを通して不動産を売却したいという相談があったことからも、木曽町の職員の皆様の努力が実ってきていることを実感する相談会でもありました。

一方、勉強会には１１名の方が参加され、参加者の方たちは頷きながら講師の話に聞き入っており、一見、難しそうな相続や空き家、成年後見といった各制度について、わかりやすくお届けできたのではないかと感じています。勉強会終了後には「時間が足りなかった。もっと話を聞きたかった。」といった、ありがたいお言葉も頂戴しております。

空き家問題や所有者不明土地問題の最たる原因となっている相続登記未了問題については、相続登記義務化以降、少しずつ市民の皆様にも浸透しつつあると感じています。しかしながら、これらの問題は、一市民、一司法書士のみで解決できるものではなく、市町村との連携も重要であることを再認識するに至る勉強会・相談会となりました。

本勉強会・相談会の開催にあたっては、木曽町の職員の皆様にはご多忙にも拘わらず、当会との打ち合わせ、広報活動から当日の運営まで全面的にご協力いただきました。盛況のうちに終わることが出来たのも木曽町のご協力のおかげです。職員の皆様にはこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。

長野県司法書士会では、県内市町村との連携協定に実効性をもたせるべく、ひいては、それが市民の皆様への法的サービスの拡充につながるものと考え、今後も様々な相談会やその他の活動を実施していく所存です。

第９　当日の様子


司法書士による
空き家・相続・遺言・成年後見
勉強会 & 個別相談会
in 木曽町
参加無料
無料託児あり
令和8年 9月 26日
木曽町役場本庁 大会議室
勉強会 13:30～15:00
個別相談会
13:30～16:30
TEL.0264-22-4281
長野県司法書士会 事務局
TEL.026-232-7492

